

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：鳥取県
農業委員会名：米子市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	ホームページ及び公示
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	おおむね20日以内に作成している。
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局に備え付け、ホームページに掲載している。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 49件、うち許可 49件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地元農業委員及び事務職員が現地調査を実施している。さらに必要に応じて、申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審査している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	49件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 66件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地元農業委員、事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。また、農地部会委員による月に4～5箇所の実地調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	16 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	14 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	2 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	2 法人
	提出しなかった理由	提出忘れのため
	対応方針	個別訪問し、記入方法を説明のうえ提出を求める。
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	
	0 法人	
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 696 件 公表時期 平成28年2月 情報の提供方法: ホームページ、農業委員会広報に掲載
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 323 件 取りまとめ時期 平成27年5月 情報の提供方法: 事務局備え付け
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,646 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備 データ更新: 農地法の許可、農地利用集積計画に基づく利用権設定、利用状況調査結果、相続等の届出等、その他補足調査を実施し、随時更新している。
	是正措置	—

(5) 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 539 件、うち決定 539 件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容により確認している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき議案ごとに審査している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。
	是正措置	—

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見無し
農地転用に関する事務	意見無し
農業生産法人からの報告への対応	意見無し
情報の提供等	意見無し
その他法令事務に関するもの	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	※管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,646 ha	142 ha	3.89%
課 題	農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者への意向調査が必要である。		

※ 管内の農地面積は市街化区域を含む農地総面積です。

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	19 ha	95%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～12月	40人	8月～12月
		調査方法	1.管内全域を道路からの目視による調査を実施する。 2.調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員及び農業委員会職員が調査を実施し、写真を撮り、地図等に記録する。	
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～12月	39人	1月～2月
		調査方法	農業委員と農業委員会職員で管内全域の遊休農地調査を実施した。調査結果を地図及び農家台帳に記録した。	
	その他の取組状況	随時、農業委員により農地パトロールを実施した。		

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	利用状況調査を丁寧に実施したことにより、非農地化した農地を遊休農地面積から除外することができ、結果として目標の数値を達成することができた。
活動に対する評価の案	農地利用状況調査及び意向調査を確実に実施できたと考える。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	利用状況調査を丁寧に実施したことにより、非農地化した農地を遊休農地面積から除外することができ、結果として目標の数値を達成することができた。
活動に対する評価	農地利用状況調査及び意向調査を確実に実施できたと考える。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	3002戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	199戸	76経営	一法人	一団体
	農業生産法人数	16法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少している。また、担い手の高齢化も進んでおり、地域を任せられる新たな担い手農家の育成・確保が必要である。				

※ 農家数等は2015年農業センサスから抜粋

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	3経営	一法人	一団体
実 績 ②	△4経営	一法人	一団体
達成状況 (②/①×100)	△133%	— %	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	関係機関と連携し、担い手の育成確保に向けた活動を行う。	—	—
活動実績	認定会議等に参加し、担い手の育成確保に向けた活動を行うとともに、期間満了認定農業者の再認定に取り組んだ。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	認定農業者の確保は必要であり、目標値としては妥当である。	—	—
活動に対する評価の案	今後も関係機関と連携し、普及活動を継続的に実施する必要がある。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者の確保は必要であり、目標値としては妥当である。	—	—
活動に対する評価	今後も関係機関と連携し、普及活動を継続的に実施する必要がある。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	※管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3, 507 ha	599 ha	17.08%
課 題	農業従事者の減少、高齢化等により遊休農地が増加している。弓浜地区は畑地で基盤整備が未実施、農地の分散などにより農地の確保、有効利用を図ることが困難となっている。		

※ 管内の農地面積は市街化区域を除く農地面積です。

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	27 ha	135%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	【4月・10月】円滑な権利移動が出来るよう、農業委員会報や、リーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定制度等の周知を実施する。 【随時】農地の利用集積に向けた、掘り起こし活動や担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を実施する。
活動実績	①農地相談、農業委員会報により農業経営基盤強化促進法による利用権設定制度及び農地中間管理事業の周知を図った。 ②期間の終了する利用権設定について、更新の文書勸奨及びのうち中間管理事業の勸奨を行った。 ③市、農地中間管理機構及びJAと連携を密にし、貸し手・借り手との連絡調整を図った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地中間管理事業を活用した利用集積が順調に増加しており、目標は適正であったと評価できる。
活動に対する評価の案	引き続き、農地中間管理事業等の普及を促進するための活動が必要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農地中間管理事業を活用した利用集積が順調に増加しており、目標は適正であったと評価できる。
活動に対する評価	引き続き、農地中間管理事業等の普及を促進するための活動が必要である。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	※管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,646 ha	0.41 ha	0.01%
課 題	遊休農地の増加に伴う違反転用や建設残土等の不法投棄等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題になっている。		

※ 管内の農地面積は市街化区域を含む農地総面積です。

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.41 ha	0 ha	0.00%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員会報や市ホームページ等による周知を図る。 農地パトロールによる早期発見、早期是正を行う。 違反転用者に対して、是正指導を行う。
活動実績	農業委員会報により農地転用制度の周知及び違反転用には罰則がある旨を周知した。 農業委員による農地パトロールの実施により未然に違反転用を防止した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見が重要であり、目標値としては妥当であったと考える。
活動に対する評価の案	違反転用者には、県等関係機関との緊密な連携により、是正指導を行うとともに新規発生を防止するため農業委員会報等による啓発活動を引き続き行うことが必要である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見が重要であり、目標値としては妥当であったと考える。
活動に対する評価結果	違反転用者には、県等関係機関との緊密な連携により、是正指導を行うとともに新規発生を防止するため農業委員会報等による啓発活動を引き続き行うことが必要である。